

**第 17 回
認定看護師(CN)**

『認定更新の手引き』

審査申請	2018年6月19日(火)10:00 から 2018年6月29日(金)15:00 まで
申請書類 (オンライン)提出	2018年6月19日(火)10:00 から 2018年7月6日(金)15:00 まで
申請書類 (郵送)送付	2018年6月19日(火)から 2018年7月6日(金)まで(消印有効)

**2018年3月26日
公益社団法人 日本看護協会**

【目次】

日本看護協会認定看護師規程及び細則抜粋	1
【重要】認定看護師(CN)認定更新審査 2017年以降の審査方法の変更について <i>必ずお読みください</i>	2
1 第17回認定看護師(CN)認定更新 実施概要	3
1-1 認定更新について	3
1-2 2018年認定看護師(CN)認定更新の流れ	3
2 申請資格	4
2-1 申請資格について	4
3 申請の流れ	5
3-1 申請の流れについて	5
3-2 必要提出物一覧	5
4 認定更新審査の申請	6
4-1 申請期間	6
4-2 『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセス	6
4-3 個人情報編集	6
4-4 審査申請	7
4-5 審査料の振込	8
5 申請書類(オンライン)の作成と提出	9
5-1 申請書類(オンライン)提出期間	9
5-2 申請書類(オンライン)	9
5-3 申請書類(オンライン)入力上の注意事項	9
5-4 申請書類(オンライン)一覧	10

6	申請書類(郵送)の作成と送付	19
6-1	書類送付期間	19
6-2	申請書類(郵送)様式の入手	19
6-3	申請書類(郵送)の作成と送付	19
7	審査合否の確認と認定料の振込・認定登録内容の確認	24
7-1	審査合否の確認	24
7-2	認定料の振込	25
8	登録内容の確認と情報公開の設定	28
8-1	登録内容の確認と情報公開の設定について	28
9	その他申請に関する事項	30
9-1	個人情報保護方針	30
9-2	問合せ先	30
	別添 実践報告書(オンライン)の作成方法	31

日本看護協会認定看護師規程及び細則抜粋

公益社団法人日本看護協会 認定看護師規程

第1章 総則

- 第3条 認定看護師とは、本会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。
- (1) 特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、熟練した看護技術を用いて水準高い看護を実践する。(実践)
 - (2) 特定の看護分野において、看護実践を通して看護者に対し指導を行う。(指導)
 - (3) 特定の看護分野において、看護者に対しコンサルテーションを行う。(相談)

第7章 認定看護師の認定の更新

- 第28条 本会は、認定看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。
- 第29条 認定看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。
- 第30条 認定看護師の認定更新を申請する者(以下「認定更新申請者」という。)は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。
- (1) 日本国の看護師免許を有すること
 - (2) 申請時において、認定看護師であること
 - (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実践及び自己研鑽の実績があること
- 第31条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

公益社団法人日本看護協会 認定看護師細則

第7章 認定看護師の認定の更新

- 第35条 規程第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。
- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
 - (2) 実践活動等の実績及び制度委員会で認めた学会等への参加や発表の実績が合わせて50点以上であること
- 第36条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。
- (1) 認定看護師認定更新申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 勤務先の長の証明する実践時間証明書
 - (4) 認定証取得後5年間の活動報告書
 - (5) 認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。
 - 3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。
- 第37条 規程第29条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。
- 第38条 認定看護師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

【重要】 必ずお読みください

認定看護師(CN)認定更新審査 2017年以降の審査方法の変更について

認定看護師の認定更新審査については、2017年から以下のとおり審査方法を変更しました。変更点についてよく確認したうえで、審査準備をしてください。

1) 変更の背景

更新対象者数が年々増加していることや、経験年数が長くなると管理職や教育職に就く者が増加する傾向があること等を踏まえ、認定看護師としての役割を果たしていることを確認するための効率的で適正な認定更新審査方法について、2016年認定看護師認定委員会で検討した。

2) 主な変更点

- 1回目(5年目)更新申請者:これまで3種類(実践・指導・相談)の提出を求めていた実践報告書について、1種類(実践)のみの提出とする。
- 2回目(10年目)以降更新申請者:実践報告書の提出を不要とする。

3) 変更に関する新旧対照表

(変更箇所:下線部)

	2016年まで(変更前)	2017年以降(変更後)
1回目 (5年目) 更新申請	① 2,000時間以上の看護実践時間 ② 50点以上の自己研鑽実績 ③ <u>「実践」「指導」「相談」(3種類)の実践報告書</u>	① 2,000時間以上の看護実践時間 ② 50点以上の自己研鑽実績 ③ <u>「実践」(1種類)の実践報告書</u> ※ただし、分野によって指定がある場合はそれに従う。
2回目 (10年目) 以降 更新申請	① 2,000時間以上の看護実践時間 ② 50点以上の自己研鑽実績 ③ <u>「実践」「指導」「相談」のいずれか(1種類または複数)の実践報告書</u>	① 2,000時間以上の看護実践時間 ② 50点以上の自己研鑽実績

1 第17回認定看護師(CN)認定更新 実施概要

1-1 認定更新について

- 1) 目的
認定看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。
- 2) 認定更新の位置づけ
認定時もしくは前回更新時から現在までの5年間における、看護実践や自己研鑽の実績について書類審査を実施し、可否を判定する。

1-2 2018年認定看護師(CN)認定更新の流れ

日程	申請者	日本看護協会	参照ページ
2018年 2月下旬	更新通知はがきの確認	更新通知はがきの送付	—
3月中旬	認定看護師(CN)「認定更新の手引き」の確認、申請準備	認定看護師(CN)「認定更新の手引き」の掲載 (日本看護協会 HP)	—
6月19日(火) 10:00～ 6月29日(金) 15:00	個人情報の登録内容の編集 審査申請 審査料の振込	申請資格の確認および 申請者の確定	P.6-8
6月19日(火) 10:00～ 7月6日(金) 15:00	申請書類(オンライン)提出	書類審査	P.9-18
6月19日(火)～ 7月6日(金) 消印有効	申請書類(郵送)の作成・ 送付		P.19-23
10月12日(金) 15:00～	審査可否の確認 認定料の振込	審査可否の発表 (資格認定制度 審査・申請システム) 認定看護師名簿の更新	P.24-27
11月上旬 予定	氏名・施設名の公開/非公開 の登録	登録手続き完了のメール送信	P.28-29
11月下旬 予定	認定証の受領	認定証の交付	
↓ その後、5年ごとに更新			

2 申請資格

2-1 申請資格について

認定看護師(CN)認定更新を申請する者(以下、「申請者」という)は、申請時において以下の3つの項目をすべて満たしていなければならない。

※審査申請時に休職・離職中であっても、下記3項目を満たす者は申請が可能です。

- 1) 日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 認定看護師であること。
- 3) 過去5年間に以下の看護実践*および自己研鑽の実績があること。
 - (1) 看護実践時間 : 2,000時間以上
 - (2) 自己研鑽実績 : 50点以上

*看護実践とは、保健・医療・福祉施設(行政機関を含む)等における看護師としての実践をいい、教育職としての実践は含まない。
ただし、以下の場合に限り、教育職としての実践の一部を看護実践時間として認める。
(その場合であっても、「実践報告書」には教育を除く看護実践の内容を記載する。)

対象者	対象となる教育職	看護実践時間と認める期間・時間
全申請者	認定看護師教育課程の専任教員・主任教員	開講期間 ただし、休講期間中であっても、常勤で年間3カ月以上在籍している場合は、そのうち 400 時間/年(上限)
2回目(10年目)以降の更新申請者のみ	看護師養成学校(大学・短期大学・専門学校)および大学院の教員	教育従事期間が常勤で年間3カ月以上ある場合、そのうち 400 時間/年(上限) ※年間3カ月未満の場合は認められません。

●再認定について●

認定看護師(CN)認定資格を取得後、更新該当年に更新されなかった者(認定更新審査に不合格となった者もしくは認定更新を申請しなかった者)は、認定資格を失効する(更新審査該当年の12月31日まで有効)。一度資格を失効し、その後再度認定看護師(CN)資格の取得を希望する者は、『認定看護師再認定の手引き』を参照のこと。

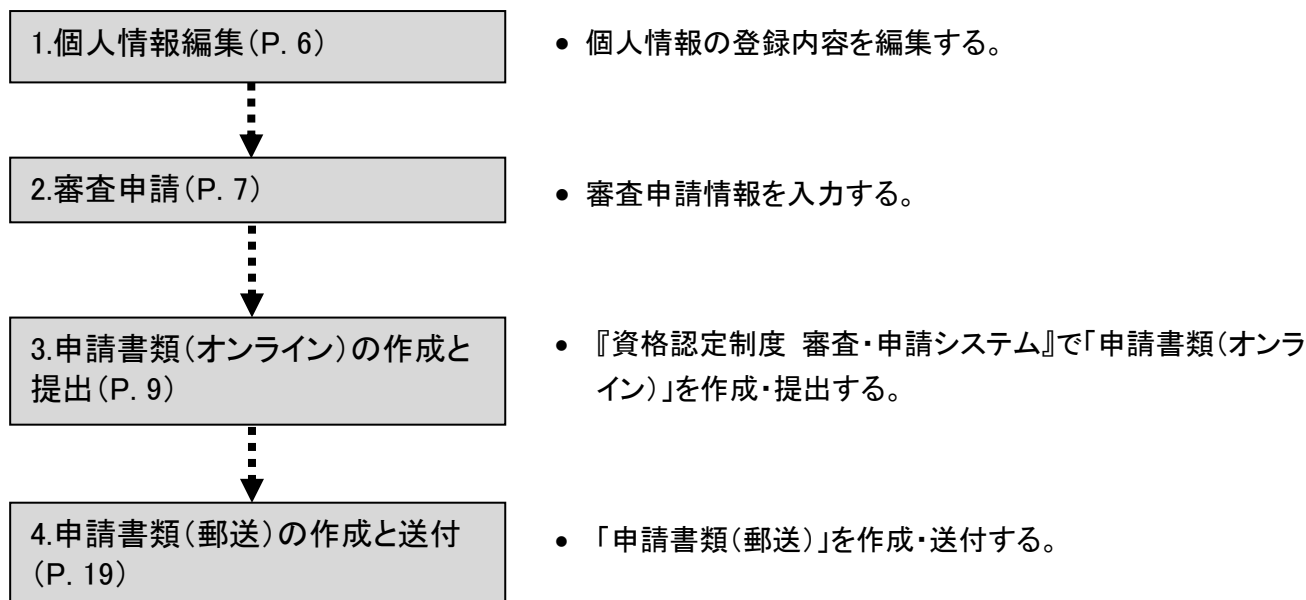
●認定期間の延長について●

病気その他やむを得ない理由により認定更新審査を受験することができない場合(審査申請をすることができない場合や看護実践時間が不足する場合等)は、日本看護協会認定看護師細則第37条(P.1参照)により、更新審査該当年に認定期間の延長を申請し、認められれば認定期間を延長することができる。延長申請を希望する者は、『延長審査の手引き』を参照のこと。

3 申請の流れ

3-1 申請の流れについて

インターネットを利用して『資格認定制度 審査・申請システム』にアクセスし、下記の申請手続きを行う。



3-2 必要提出物一覧

必要提出物		提出方法	参照ページ
申請書類(オンライン)	履歴書	『資格認定制度 審査・申請システム』で作成・提出する。	P. 13-14
	実践報告書(1回目更新申請者のみ)		P. 15-16
	研修実績および研究業績等申告表	『資格認定制度 審査・申請システム』で作成・提出後、出力して申請書類(郵送)とともに郵送する。	P. 17-18
申請書類(郵送)	認定更新審査申請書類 確認用紙	「6. 申請書類(郵送)の作成と送付」を参考に作成し郵送する。	P. 21
	看護実践時間証明書		P. 21
	教育従事期間証明書		P. 21
	研修実績および研究業績に関する証明資料		P. 21
	改姓に関する証明*		P. 22

*改姓により、各種申請書類と姓が異なる場合のみ提出する。

(例)・申請名と各種申請書類に記載の氏名が異なる場合

・各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合

4 認定更新審査の申請

4-1 申請期間

2018年6月19日(火) 10:00 ~6月29日(金) 15:00

※期間内に申請を完了してください。
※期限を過ぎての審査申請は受け付けません。

4-2 『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセス

※『資格認定制度 審査・申請システム』は、審査申請および認定資格の管理を行うシステムです。

- 1) 申請期間内に、インターネットを利用して下記アドレスにアクセスする。
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
※上記システムは、以下の環境において動作確認を行っています。
Windows OS Internet Explorer 6/8/9/10
- 2) トップページログイン画面より、以下の手順に従いログインする。

【手順 1】 ログイン画面

- ユーザーID(看護師免許番号)とパスワードでログインする。
※パスワードは、初期設定で「生年月日(西暦8桁)」となっています。
(1970年1月1日の場合⇒19700101)
※過去にご自身で変更した場合は、変更後のパスワードでログインしてください。

4-3 個人情報編集

登録されている個人情報が最新のものであるか、以下の手順で確認・更新する。

【手順 2】 個人情報 編集画面

- 個人情報(氏名、住所、所属施設名等)登録内容を確認し、修正が必要な場合は編集する。
※看護師免許証画像のアップロードは不要です。
- 個人情報保護方針を確認する。
[日本看護協会個人情報保護方針はこちら]をクリックし、内容を確認する。
同意⇒[個人情報保護方針を理解し承諾する]のをクリック(チェック)する。
- 上記が終了したら **確認画面へ** をクリック→入力内容を確認する。
- 入力した内容に不足等があれば **入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する。
- 入力した内容が正しければ **登録** をクリックする。
- [個人情報編集作業が完了しました]のメッセージが表示される。
⇒上記メッセージ画面下の **メインメニュー** をクリックする。
※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできません。エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録してください。

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

- ※個人情報を編集しただけでは審査申請を行ったことになりません。引き続き審査申請・申請書類(オンライン)の提出手続きを行ってください。
- ※個人情報は上記編集完了後も随時編集が可能です。登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送信しますので、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新してください。
- ※更新審査の合格者には、2018年10月30日時点で『資格認定制度・審査システム』に登録されている情報(氏名・住所)に基づき認定証を交付し(認定証の氏名は「資格認定制度 審査・申請システム」の画面に表示されている表記にて作成します)、11月下旬に送付する予定です(P.28参照)。予めご了承ください。

4-4 審査申請

以下の手順に従い、認定更新審査の申請を行う。

【手順 3】
メインメニュー

- **申請メニュー** をクリックする。

【手順 4】
申請メニュー

- **認定看護師(CN)の更新申請** をクリックする。

【手順 5】
更新申請
入力画面

- 申請分野をプルダウンから選択する。
- 入力終了したら **確認画面へ** をクリックする。→入力内容を確認する。
- 入力した内容を修正する場合は **入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する。
- 入力した内容が正しければ **申請する** をクリックする。
※クリック後は内容の再編集ができませんのでご注意ください。
- [更新審査申請を受け付けました] のメッセージが表示される。
- 上記メッセージ画面の下の **申請状況一覧へ** をクリックする。
※一度ログアウトし、時間を置いて【手順6】以降の手続きを行う場合は、再ログイン後、メインメニューの【申請状況一覧】をクリックする。

【手順 6】
申請状況
一覧画面
(P.11)

- 申請IDが付与されていることを確認し、**詳細** をクリックする。
※ 申請IDは、申請書類(郵送)の準備の際に必要なになります(P.19-23)。
※ **詳細** は画面の右端にあります。画面に表示されていない場合は、画面を右にスクロールして表示させてください。
⇒[申請状況詳細]画面が表示されるので、「入金情報」で振込口座番号を確認する。
※ 振込口座は、登録したメールアドレスに送信される、審査申請受付/振込口座の案内メールでも確認することができます。

4-5 審査料の振込

審査料振込期日

2018年6月29日(金) 15:00まで

※期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査を受験できなくなるので厳守してください。

- 1) 審査料:30,240円(税込)
- 2) 振込先: 以下のいずれかの方法により、振込先を確認する。
 - 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
 - 『資格認定制度 審査・申請システム』
ログイン ⇒ メインメニューの[申請状況一覧]をクリックする。⇒ [申請状況一覧]画面の **詳細** をクリックする。⇒ [申請状況詳細]画面に表示される「入金情報」

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。

他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

- 3) 注意事項:
 - 振込名義は、受験者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること。
 - 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
 - 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
 - 振込手数料は申請者が負担すること。

5 申請書類(オンライン)の作成と提出

5-1 申請書類(オンライン)提出期間

2018年6月19日(火) 10:00 ~ 7月6日(金) 15:00

- ※期間内に提出を完了してください。
- ※期限を過ぎての提出は受け付けません。
- ※提出内容および提出方法に不備のある場合は、不合格となります。

5-2 申請書類(オンライン)

- 1) 申請書類(オンライン)とは、『資格認定制度 審査・申請システム』上で入力・提出する「履歴書」・「実践報告書」・「研修実績および研究業績等申告表」の3種類を指す(P.10参照)。
- 2) 審査申請(P. 6)後、申請書類(オンライン)を入力し、提出する。
- 3) 審査申請と申請書類(オンライン)の提出は、必ずしも同時でなくてもよい。ただし、上記の申請書類(オンライン)提出期間内にすべて提出を完了させること。
※不備があった場合は、追加提出・再提出は求めず不合格とします。申請書類(オンライン)は十分留意して作成してください。

5-3 申請書類(オンライン)入力上の注意事項

- 1) 申請書類(オンライン)には、以下の審査対象期間の情報を入力すること。

<審査対象期間>

対象者	期間
1回目(5年目)更新申請者	2013年6月23日(認定証交付年月日)~2018年6月18日
2回目(10年目)以降更新申請者	2013年6月24日(前回認定更新審査書類提出開始日)~2018年6月18日

※過去に延長申請を行い認められた申請者については、各自の認定証交付年月日(1回目更新申請者)または前回認定更新審査書類提出開始日(2回目以降更新申請者)から2018年6月18日までの期間の情報を入力してください。

- 2) 各申請書類(オンライン)は **提出する** を押すまでは、追記・修正が可能である。
提出する を押した後は内容の再編集ができないため、内容を十分に確認の上、提出すること。
- 3) 『資格認定制度 審査・申請システム』の画面は、60分間 **保存** が押されないとタイムアウトするので、適宜保存すること。
タイムアウトした場合、入力内容は保存されない。

5-4 申請書類(オンライン)一覧

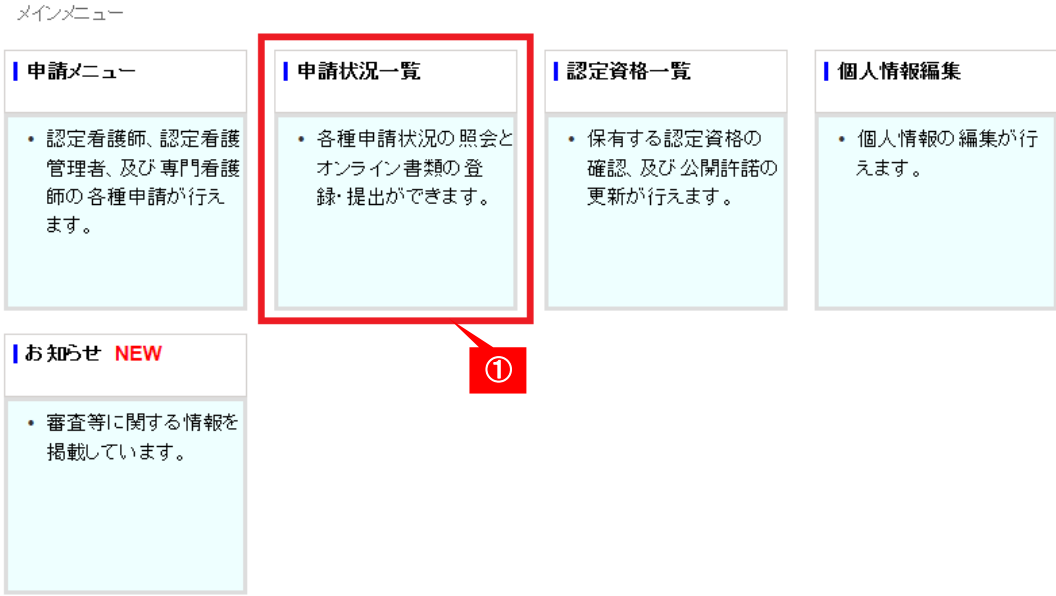
必要提出物	内容	参照 ページ
履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象期間(P. 9 参照)に 2,000 時間以上の看護実践を行ったことを裏付けるものとする。 ・審査対象期間(P. 9 参照)の「学歴」および「職歴」を入力する。(対象期間以外の「学歴」および「職歴」は入力しない。) 	P. 13-14
実践報告書 (1回目更新申請者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師として「実践」の役割を果たしていることを確認することのできる内容とする。 (P.31 別添「実践報告書(オンライン)の作成方法」を参照) ・審査対象期間(P. 9 参照)に行った看護実践(教育を除く)の内容を入力する。 <p>※日本看護協会では、提出されたすべての実践報告書について過去に提出された実践報告書(自身の提出した実践報告書を含む)と照合し、文字列の一致率を機械的に確認します。他者の報告書(自身が過去に提出し基準を満たすと判断された報告書を含む)との一致率が一定の割合以上の場合、盗用とみなします。</p> <p>※実践報告書は、認定看護師としての責任に基づき、申請者が自身の言葉で作成してください。他者の実践報告の事例を自身のものに置き換えたり、その他、表現の一部を書き換えたりして提出することは認められません。</p> <p>※盗用、またはその他の不正が認められた場合は不合格とし、認定看護師規程第 33 条に基づき認定を取消す等必要な処分を行います。</p>	P. 15-16
研修実績および研究業績等申告表	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象期間(P. 9 参照)に 50 点以上の自己研鑽の実績を積んだことを裏づけるものとする。 ・審査対象期間(P. 9 参照)の自己研鑽の実績を入力する。(参考資料「認定看護師 研修実績および研究業績等申告表項目一覧」を参照) <p>※申告しようとする活動がどの項目に該当するかは、申請者自身で判断してください。審査の内容になるため、問合せいただいてもお答えすることはできませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで提出した後、「研修実績および研究業績等申告表編集」画面を印刷し、証明資料を添えて、郵送する。 (P. 19「申請書類(郵送)の作成と送付」を参照) 	P. 17-18

※実践報告書については、2017年から審査方法を変更しました。

詳細はP.2をご確認ください。

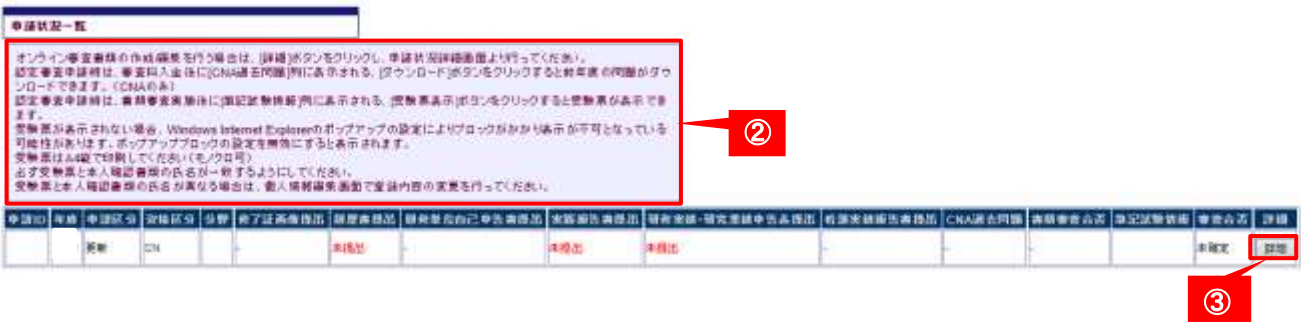
資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 申請書類(オンライン)提出

メインメニュー画面



① メインメニューの **申請状況一覧** をクリックする。

申請状況一覧画面



② 表示されている注意を確認する。

③ **詳細** をクリックする。

→ P. 12 「申請状況詳細画面」へ

申請状況詳細画面

申請状況詳細

オンライン審査書類提出状況欄のうち、未提出のものがある場合は、[確認・編集]ボタンより、各書類の作成/編集をおこない提出してください。

①

申請情報

申請ID		年度		申請区分	更新
資格区分	CN	分野		認定登録番号	
オンライン審査書類提出状況					
	履歴書	未提出		確認・編集	②
	実践報告書	未提出		確認・編集	③
	研修実績・研究業績等申告表	未提出		確認・編集	④

入金情報

入金区分	審査料
支払期限	年 月 日 時
支払銀行名	三井住友銀行
支払支店名	カトリア支店
支払口座種別	普通
支払口座番号	
支払口座名義	公益社団法人 日本看護協会 認定看護師口 ※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。
お支払金額	円

※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。

合否情報

審査合否	未確定
------	-----

申請状況一覧へ戻る

- ① 表示されている注意を確認する。
- ② 「履歴書」を作成する場合、**確認・編集** をクリックする。
→ P. 13 「履歴書編集画面」へ
- ③ 「実践報告書」を作成する場合、**確認・編集** をクリックする。
→ P. 15 「実践報告書編集画面」へ
- ④ 「研修実績および研究業績等申告表」を作成する場合、**確認・編集** をクリックする。
→ P. 17 「研修実績および研究業績等申告表編集画面」へ

※②～④の作成・提出の順序は問いません。

※2回目以降更新申請者は、③の提出は不要です。

※②～④の画面はポップアップウィンドウで開きます。

確認・編集 をクリックしても画面が切り替わらない場合は、ポップアップブロックの設定が有効になっている可能性があります。ポップアップブロック設定解除については、『資格認定制度審査・申請システム』画面下の「よくある質問」の「■審査申請について」のQ2を参照してください。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 履歴書

履歴書編集画面



- ① 入力上の注意、②申請情報を確認する。
- ③ **行を追加** をクリックして、履歴書の入力行を表示させる。
- ④ 下記の「入力上の注意事項」を確認した上で、「学歴」、「職歴」を入力する。
- ⑤ 入力内容を一時保存する場合は **保存** をクリックする。⇒ **提出する** をクリックしないと提出は完了しません。
- ⑥ 入力が完了し提出する場合も、まずは **保存** をクリックする。
- ⑦ 保存された内容が正しいことを確認後、**提出する** をクリックする。
 ※一度提出した履歴書は再編集および再提出することができませんのでご注意ください。
 ※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、保存・提出はできません。
 エラーメッセージを確認の上、再度入力し提出してください。
- ⑧ 申請状況詳細画面(P.12)にて履歴書が「提出済」となっていることを確認する。

●入力上の注意事項●

- 審査対象期間(P. 9)の「学歴」および「職歴」を入力する。対象期間外の入力は不要。
- 「職歴」は、施設・部署・職位が変わるごとに行を追加して入力する。施設等の名称は、正式名称を入力する。部署の名称は、活動の場が分かるように入力し(病棟名ではなく診療科名等)、申請者を特定できる可能性のある固有の名称は記載しない。訪問看護ステーションの場合、「部署」欄には、「訪問看護ステーション」と記載し、固有名詞やステーション名は記載しない。
- 「職歴」の「分野区分」欄は、以下に従い選択すること。
 「当該看護分野」: 保健・医療・福祉施設(行政機関を含む)等において看護師として実践を行った場合(自身の認定看護分野以外の実践も含めてよい)。
 「その他」: 上記に当たらない場合(休職、離職(産休・育休を含む)等)。
 ※「当該看護分野以外」は選択しない。
 ※看護師としての実践以外での就業期間は「当該看護分野」に含めない。
 (次ページへ続く)

(前ページからの続き)

- 教育職の場合、以下のとおり選択する。
 - ①認定看護師教育課程の専任教員:分野区分「当該看護分野」、所属施設種別「認定看護師教育機関」を選択。
 - ②看護師養成学校、大学院の教員:分野区分「当該看護分野」、所属施設種別「学校・大学」を選択。
 - ③その他の教員:分野区分「その他」、内容「教育職」を選択。
- 勤務形態が非常勤の場合、「実質勤務時間150時間」を「1カ月」相当として勤務月数を算出し「期間(月数)」を入力する。(150時間=7.5時間(実質勤務時間)×20日)
- 「当該看護分野の活動時間(週あたりの時間)」欄は、認定看護師として当該看護分野の実践を行っている週あたりの活動時間数を入力する(概算で可)。
- 「当該看護分野の独立したポジション」欄は、専任・専従や、認定看護師としての独立した活動を行っている場合に「有り」を選択する。特にそのような活動を行っていない場合は「無し」を選択する。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 実践報告書

実践報告書編集画面

実践報告書編集

- ・記入すべき内容については手引きを参照してください。
- ・入力方法に不備がある場合は、エラーメッセージが表示され、入力内容は保存されません。
- ・「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了するまでは、追記修正が可能です。追記修正した場合は必ず「保存」ボタンをクリックしてください。
- ・「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了した後は、内容の再編集及び再提出はできないため、内容を十分確認の上、提出をお願いします。

申請ID		申請年度		申請区分	
資格区分	CN	分野			
認定年度		認定登録番号			

記載内容・注意事項を手引きで確認の上、作成してください。
 ※初期入力された文字数を含めた文字数です。
 ※編集画面は60分でタイムアウトします。

1回目(5年目)更新

文字数確認

分野名：

- ①活動年
- ②テーマ
- ③対象の概要
- ④対応を必要とした看護上の問題・課題
- ⑤具体的な活動内容と結果
- ⑥評価と今後の課題

追記修正後は必ず「保存」ボタンをクリックしてください。

閉じる	保存	提出する
-----	----	------

⑥、⑦ ⑧
 ※丸数字の説明は次ページを参照してください。

- ① 入力上の注意を確認する。
- ② 申請情報を確認する。
- ③ 記入方法を確認する。
- ④ 実践報告を入力する。
 - 資格を取得して5年目(1回目)の更新のみ入力する。
 - 資格を取得して10年目(2回目)以降の更新の場合、実践報告は不要のため、欄は表示されない。

※本文(テキストエリア)に表示されているテンプレートの項目に沿って入力してください。
ただし、分野別に入力事項の指示がある場合は、それに従ってください。(P.31以降参照)
- ⑤ 文字数を確認する。
 - **文字数確認** をクリックすると、文字数カウントが表示されるので、入力した文字数を確認する。
※1,400文字未満または1,700文字を超えて提出した場合は、書類不備となりますのでご注意ください。
- ⑥ 入力した内容を一時保存する場合は、**保存** を ⇒ **提出する** をクリックしないと提出は完了しません。

※ 60 分間 **保存** が押されないとタイムアウトするので、適宜保存をしてください。
保存 をクリックしないでタイムアウトした場合、入力内容は保存されません。
※ **保存** をクリックしないで **閉じる** をクリックした場合、入力した内容は 保存されません。
※提出するまでは再度編集が可能です。
- ⑦ 入力が完了し提出する場合も、まずは **保存** をクリックし、入力内容を確認する。
※あらかじめ Word 等で作成した内容を貼り付けた場合、環境依存文字や改行(インデント)等が適切に反映されないことがあります。**保存** をクリックした状態で、文字化けや余分なスペース、不適切な改行がないことを確認してから **提出する** をクリックしてください。
※「保存」のままでは手続きは完了しません。必ず期日までに⑧および⑨を行ってください。
- ⑧ 保存された内容が正しいことを確認後、**提出する** をクリックする。
- ⑨ 申請状況詳細画面(P.12)にて実践報告書が「提出済」となっていることを確認する。
※一度提出した実践報告書は再編集および再提出することができませんのでご注意ください。
※入力の不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、保存・提出はできません。
エラーメッセージを確認の上、再度入力し提出してください。

●入力上の注意事項●

- 別添「実践報告書(オンライン)の作成方法」(P.31以降)を参照して実践報告書を記入すること。
- 注意事項には、「全分野共通事項」と「分野別の指定事項」があるので、別添をよく読んで入力すること。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 研修実績および研究業績等申告表

研修実績および研究業績等申告表編集画面

研修実績および研究業績等申告表編集

記入すべき内容については手引きを参照してください。
 「大分類」「中分類」「小分類」を指定すると、「提出物」「必要記載事項」「備考」「様式」が表示されます。
 「記録資料番号」を入力し、「追加ボタン」をクリックすると「研修実績および研究業績等申告表」が追加されます。
 「編集」ボタンをクリックすると、内容の再編集ができます。編集内容を保存する場合は必ず「保存」ボタンをクリックしてください。
 入力内容に不備がある場合は、エラーメッセージが表示され、入力内容は保存されません。
 現在の点数が必要な点数に達していないと「提出する」ボタンは有効になりません。
 「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了するまでは、追記修正が可能です。追記修正した場合は必ず「保存」ボタンをクリックしてください。
 「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了した後は、内容の再編集及び再提出はできません。内容を十分確認の上、提出を依頼します。
 本申告表を印刷し、証明資料をもとに紙書類と合わせて送付してください。

申請区分	申請年度	申請区分	更新
CN	10		
認定年度	10	認定区分	

現在の点数 10 / 必要な点数 60

※研修実績および研究業績等申告表項目一覧はこちら

大分類	中分類	小分類	点数	記録資料番号	提出物	必要記載事項	備考	様式	内容
<input type="checkbox"/> 実務活動等	実務活動(社会活動)	所属施設内の責任者及び一線作業員への指導、社会活動等	10	1	修業図書1冊	応答プログラム 旬日簿 印刷機 印刷機 印刷機		NR-4-1	市民公開講座「正しいおたふし」**出席、2015年10月日

研修実績および研究業績等申告表

提出物	
必要記載事項	
備考	
様式	

指導事項

- ① 入力上の注意を確認する。
- ② 申請情報を確認する。
- ③ 現在の点数と必要な点数を確認する。
 ※各項目は下記の通りの意味を表します。
 現在の点数: 自身の「研修実績および研究業績等申告表」に登録されている点数の合計
 必要な点数: 認定資格の更新に必要な点数
- ④ 登録する研修実績および研究業績等を選択する。
 - 1) 「大分類」「中分類」「小分類」を順に選択する。
 ※「※研修実績および研究業績等申告表項目一覧はこちら」をクリックして参照してください。
 - 2) 「提出物」「必要記載事項」「備考」「様式」を確認する。
 ※研修実績および研究業績等をプルダウンで選択すると、該当する「提出物」、「必要記載事項」、「備考」、「様式」が自動で表示されます。

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

- 3)「証明資料番号」を入力する。
 ※証明資料番号は、番号の重複が無いよう半角数値で入力してください(番号は連番でなくても可)。
 ※入力済みの「研修実績および研究業績等申告表」は入力順ではなく大分類の項目順に自動的に並びかえられます。
 ※画面に入力した証明資料番号を、証明資料を含む紙資料にもあわせて記入してください。
 ※証明資料番号は項目の削除などにより欠番になることがあります。
- 4)「内容」欄は、証明資料(紙資料)と照合するために、参加した学会、主催団体名、プログラム名、日程等を記入するのに使用する。
- 5) **追加** をクリックして登録する。
- ⑤ ④で登録した研修実績および研究業績が表示されているか確認する。
- ⑥ 登録した研修実績および研究業績等を削除する場合は、以下のとおり操作する。
- 1) 研修実績および研究業績等申告表の削除したい項目のチェックボックスにチェックする。
 - 2) **削除の実行** をクリックする。
- ⑦ 入力した内容を一時保存する場合は、**保存** をクリックする。⇒ **提出する** をクリックしないと提出は完了しません。
- ※ 60 分間 **保存** が押されないとタイムアウトするので、適宜保存をしてください。
保存 をクリックしないでタイムアウトした場合、入力内容は保存されません。
 ※ **保存** をクリックしないで **閉じる** をクリックした場合、入力した内容は保存されません。
 ※ 提出するまでは再度編集が可能です。
- ⑧ 入力した内容を提出する場合は、**提出する** をクリックする。
 ※一度提出した研修実績および研究業績等申告表は再編集および再提出することができませんのでご注意ください。
 ※入力の不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、保存・提出はできません。エラーメッセージを確認の上、再度入力し提出してください。
 ※現在の点数が必要な点数に達していない場合、**提出する** は表示されません。
 また、100 点を超えて提出した場合は、書類不備となりますのでご注意ください。
- ⑨ 提出後、申請状況詳細画面(P.12)にて[研修実績・研究業績等申告表]欄が「提出済」となっていることを確認する。
- ⑩ 提出が完了すると、画面下部に **印刷** が表示されるので、本画面を A4 サイズで印刷し、申請書類(郵送)「NR-3」として送付する。(P.21 参照)

●入力上の注意事項●

- 審査対象期間(P.9参照)の自己研鑽の実績について、参考資料「認定看護師 研修実績および研究業績等申告表 項目一覧」を参照し、申告する項目を所定の欄に1件ずつ入力する。
- 2015年から、それまで認定更新審査で使用していた「学会・研究会リスト」は、廃止した。現在は、すべての学会・研究会における発表や参加を、研修実績および研究業績等として申告することが可能。
- 2016年以前の学会・研究会における発表や参加についても、同様にすべて申告可能(審査対象期間内のものに限る)。
- 学会・研究会での発表や参加を申告する場合には、同一の学会・研究会での二重申告(発表と一般参加など)を行わない。
- 申告する自己研鑽の実績の点数の合計は50点以上100点以内とする。100点を超えて提出した場合は書類不備とする。
- 自己研鑽の実績は、I群(実践活動等)とII群(学会・研究会発表等)について各群10点以上申告することが望ましい。

6 申請書類(郵送)の作成と送付

6-1 書類送付期間

2018年6月19日(火) ～ 7月6日(金) 消印有効

※提出期間外の消印がある書類は受理しません。
この場合は審査不合格となるため、上記期間を厳守してください。
※送付内容および送付方法に不備のある場合は、不合格となります。

6-2 申請書類(郵送)様式の入手

申請書類(郵送)様式は日本看護協会公式ホームページよりダウンロードする。
URL: http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/probation_guide_cn

6-3 申請書類(郵送)の作成と送付

1) 申請書類(郵送)作成上の注意事項

- (1) 書類の不足や内容の不備があった場合、追加提出・再提出は求めず不合格とする。申請書類(郵送)は十分留意して作成すること。
- (2) 申請書類(郵送)はA4サイズとし、申請者が作成するものはできる限りパソコンで入力した上で出力する。
- (3) 年月の記載はすべて西暦を使用する。
- (4) 各書類の申請IDの記載欄には、審査申請後に付与される申請IDを記載する(手書き可)。申請IDは審査申請受理のメールまたは『資格認定制度 審査申請システム』の申請状況一覧にて確認する。
- (5) 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押す。修正テープや修正インクは使用しない。
- (6) 用紙が足りない場合には、所定の書式に従って追加分を作成し使用する。
- (7) NR-4-1～12の各証明資料については、コピー可とする。作成方法については、「4) 研修実績および研究業績等の証明資料の作成」(P.23)を参考にすること。
- (8) 申請書類は、P.9に記載の審査対象期間の活動を証明するものとする。

2) 申請書類(郵送)送付上の注意事項

- (1) 申請書類(郵送)は書類番号順(NR-1-1に記載の順)に並べて提出する。
- (2) 申請書類(郵送)はA4サイズが入る封筒(角2)に入れ、「認定看護師(CN)認定更新申請書類」(2ページ目)に掲載の申請書類送付先を切り取り、以下を明記し、封筒に貼る。
 - ・「申請ID」
 - ・「氏名」
 - ・「分野」
- (3) 書類送付期間内に配達記録が残る方法(簡易書留や特定郵便)にて、指定の送付先に送付する。
- (4) 提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。
- (5) 一度提出された書類の差替え・追加提出は受け付けない。
- (6) 書類受理に関する問合せは受け付けない。

<申請書類(郵送)送付先>

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 WESTビル 2F CN更新審査 書類受付係
--

※更新審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

3) 各申請書類(郵送)の記載内容・注意事項

- NR-2およびNR-4については、参考資料「認定看護師 研修実績および研究業績等申告表 項目一覧」を参照の上、自身に該当する書類のみ提出すること。
- NR-4の作成方法の詳細は、P.23を参照すること。

書類名	書類番号	記載内容・注意事項
認定更新審査申請書類確認用紙	NR-1-1	<ol style="list-style-type: none"> 1) 書類の不備、不足がないか確認し、枚数を記入し、本人確認欄にチェックする。 2) 更新回数「1回目(5年目)／2回目(10年目)／3回目(15年目)／4回目(20年目)」の欄の、該当するものに☑(チェックマーク)をつける。 3) 認定番号・認定年・分野名・氏名を所定の欄に記載する。
看護実践時間証明書	NR-2-1	<ol style="list-style-type: none"> 1) 審査対象期間に 2,000 時間以上の看護実践を行ったことを証明するものとする。 2) 常勤の場合は、審査対象期間の総勤務年月数を記入する。 非常勤の場合は、審査対象期間の総勤務時間数を記入する。 3) 休職等、看護実践を行わなかった期間は除く。 4) 過去 5 年間に複数の施設において看護実践を行った場合でも、1 施設での看護実践時間が 2,000 時間以上となる場合、証明は当該施設の証明のみでよい。 5) 複数の施設での看護実践時間を合計して 2,000 時間を証明する場合は、それぞれについて証明書を提出する。 6) 原則として、申請者が審査対象期間に看護実践を行った保健医療福祉施設等(所属施設に限らない)の長あるいは看護部門の長が証明したものとする。申請者自身が所属施設の長である場合の証明者は申請者と社会的に対等または上位に位置する者とする。その場合は、証明者が申請者と社会的に対等または上位に位置する立場であることを証明する文書(自由書式)を提出する。 7) 訂正印は証明者の印であること。 8) 証明書の発行年月日は発行日とする。(審査申請期間内の日付でなくてよい。)
教育従事期間証明書	NR-2-2	<ol style="list-style-type: none"> 1) 審査対象期間における教育従事期間を証明するものとする。 2) 認定看護師教育課程および看護師養成学校・大学院の常勤の教員が、その職歴の一部を看護実践時間数として申請する場合に使用する(申請要件に関する詳細は、p.4 参照)。 3) 教育従事期間(合計)に記入された時間のうち、以下の時間を看護実践時間に含めることができる(1 日 7.5 時間勤務とみなし、日本看護協会看護実践時間に換算して確認する。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定看護師教育課程の専任教員・主任教員:開講期間。 ただし、休講期間中であっても、常勤で年間 3 カ月以上在籍している場合は、そのうち 400 時間/年(上限) (2) 看護師養成学校・大学院の教員:教育従事期間が常勤で年間 3 カ月以上ある場合、うち 400 時間/年(上限)
研修実績および研究業績等申告表	NR-3	<ol style="list-style-type: none"> 1) 申請書類(オンライン)提出時の画面を出力したものを NR-3 として提出する。 2) NR-3 に記載されている項目順に NR-4 の証明書類を並べて提出する。

書類名	書類番号	記載内容・注意事項
実践活動(社会活動)に関する証明	NR-4-1* NR-4-2*	1) 審査対象期間に 50 点以上の自己研鑽の実績を積んだことを証明するものとする。 ※申告する自己研鑽の実績の点数の合計は、50 点以上 100 点以内とする。100 点を超過して提出した場合は書類不備とする。 2) 証明資料は、書類番号のついた各様式に番号ごとにホチキス留めの上、提出する。 3) 研修プログラム②について、貼付しきれない証明資料は番号ごとにホチキス留めをし、提出する。 4) 証明資料はコピーでも可とする。
認定看護師教育課程の専任教員に関する証明	NR-4-3*	
非常勤講師に関する証明	NR-4-4*	
院内研修指導に関する証明	NR-4-5*	
研修プログラムへの参加①②に関する証明	NR-4-6*	
学会・研究会への一般参加に関する証明書	NR-4-7*	
学会・研究会発表に関する証明	NR-4-8◇*	
学会講演等に関する証明	NR-4-9*~ NR-4-11*	
論文発表・執筆に関する証明	NR-4-12◇*	
改姓に関する証明	NR-5◇	1) 改姓により、申請した氏名と姓の異なる証明書類(郵送)がある場合のみ提出する。 2) 改姓の前後の氏名が両方とも記載されている証明書類(戸籍抄本、運転免許証(表面と裏面)、パスポートの該当ページ等のコピー)を提出する。

*参考資料「認定看護師 研修実績および研究業績等申告表項目一覧」を参照し、作成すること。

◇印の申請書類は指定の様式なし。様式のない書類は、証明資料(コピー可)の、左上に書類番号を、右上に申請IDと証明資料番号を記載する。ただし、NR-5については、右上の証明資料番号は不要。

4) 研修実績および研究業績等の証明資料(NR-4)の準備

NR-4については、下記のA:「研修実績および研究業績等の申告表画面」見本およびB:「証明資料」見本を参考に、以下の手順で証明資料を準備する。

- (1) 「研修実績および研究業績等の申告表(NR-3)」に入力した各申請について「提出物」欄に示される資料を証明資料として準備する。
- (2) 証明資料の右上に該当する「証明資料番号」を記入する。
- (3) 「研修実績および研究業績等の申告表(NR-3)」の「必要記載事項」欄に示される事項について、該当箇所に「番号」と「アンダーライン」を直接資料に記入する。
 ※該当箇所が広範囲にわたるなど、アンダーラインの記入が困難な場合は、該当箇所が分かるよう で囲むなど、工夫する。
- (4) 1つの「証明資料番号」あたりの証明資料が複数枚になる場合は、左上をホチキス留めにする。

A:「研修実績および研究業績等の申告表(NR-3)画面」見本

大分類*	中分類*	小分類*	点数/件	件数	証明資料番号★
実践活動等	実践活動(社会活動)	所属施設外の現任者及	10	1	1

提出物

依頼文書1点

必要記載事項

①プログラム名 ②日程 ③対象 ④概要 ⑤本人氏名

B:「証明資料」見本(例1:依頼文書)

証明資料番号 1

講師のご依頼について

下記の通り△△学会市民公開健康講座を開催します。つきましては、〇〇〇看護認定看護師の◇◇◇◇様⑤に講師をお願いしたく、ご依頼申し上げます。

記

講座名: △△学会市民健康講座 ①
 日程: 2014年□月□日 ②
 対象: △△学会市民公開講座の参加者③
 概要: 〇〇〇の予防について、講演および
 パネルディスカッションを行う④

以上

2014年□月□日
 △△学会事務局

「証明資料番号」(★印)に記載されている番号を右上に記入する

「必要記載事項」の各項目について、証明資料の該当箇所に番号とアンダーラインを記入する

B:「証明資料」見本(例2:学会参加証)

参加証

第X回△△学会学術集会①

日程 2014年6月1日～2日②
 所属 〇〇病院
 氏名 認定 花子③

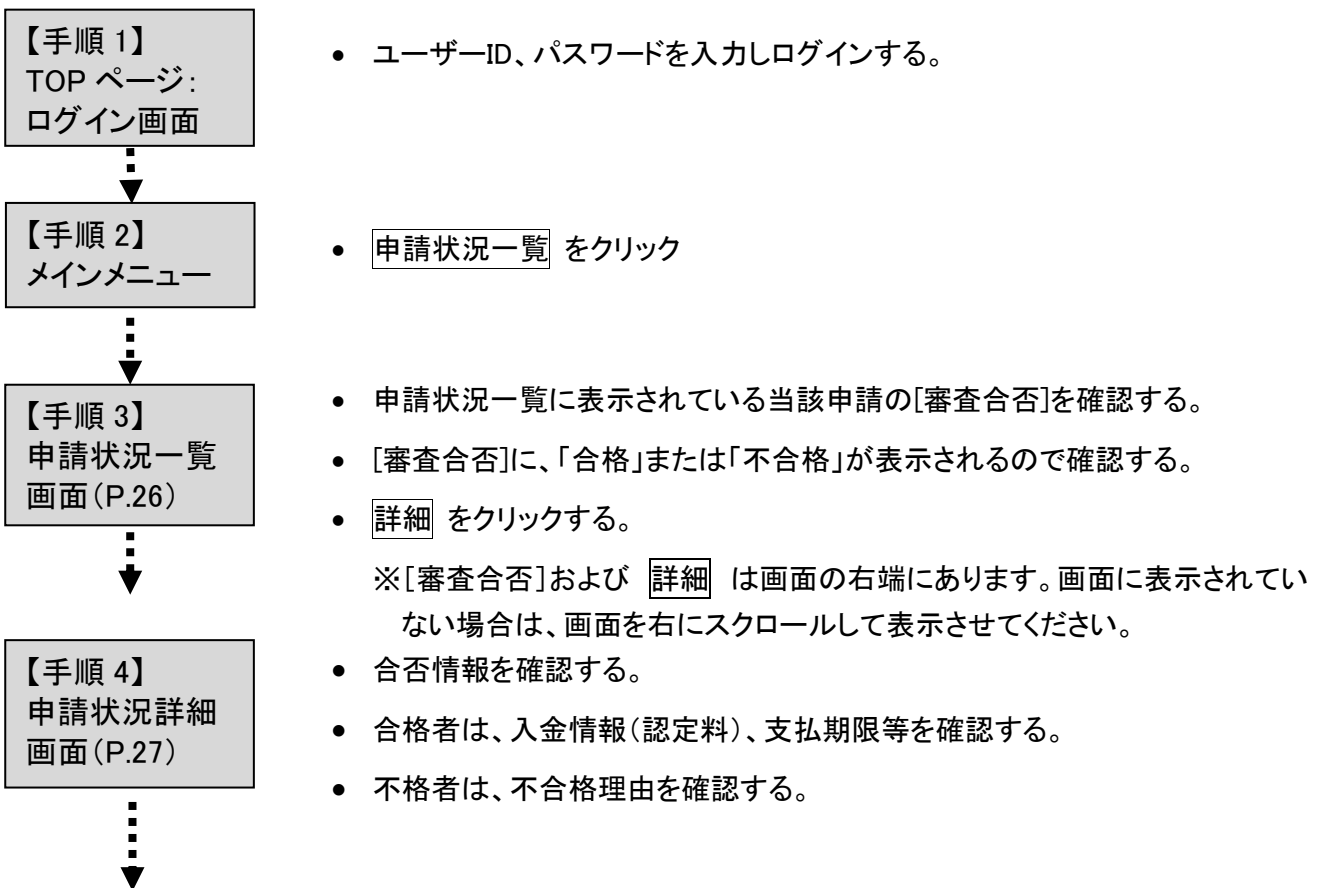
第X回△△学会学術集会
 学会長 ◇◇◇◇ ④

7 審査合否の確認と認定料の振込・認定登録内容の確認

7-1 審査合否の確認

2018年10月12日(金) 15:00 予定

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』にアクセスする。
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) 以下の手順により、審査合否を確認し、合格者は認定資格情報の確認・登録をする。



合格者は次ページの「7-2 認定料の振込」にすすむ。

●不合格となった場合の取り扱いについて●

- 1) 審査不合格となった場合、認定看護師資格は2018年12月31日をもって失効する。
- 2) 失効後は、認定看護師の名称を使用することはできない。
- 3) 失効後に認定看護師の名称を使用した場合は、処分の対象となる可能性がある。

7-2 認定料の振込

認定料振込期日

2018年10月26日(金) 15:00まで

- 1) 認定料: 20,520円(税込)
- 2) 振込先:
 - 合否確認後、期日までに指定された口座に振り込む。
 - 振込先は、審査料の振込口座と同じ。
 - 認定料の振込のない場合は登録手続きが出来ないため、期日を厳守すること。
- 3) 注意事項:
 - 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること。
 - 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
 - 既納の認定料はいかなる理由があっても返還しない。
 - 振込手数料は申請者が負担すること。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 審査合否確認

申請状況一覧画面

メニュー > 申請状況一覧

申請状況一覧

オンライン審査書類の作成編集を行う場合は、[詳細]ボタンをクリックし、申請状況詳細画面より行ってください。
 認定専攻申請時は、審査料入金後に[CNA過去問集]列に表示される、[ダウンロード]ボタンをクリックすると前年度の問集がダウンロードできます。(CNAのみ)
 認定専攻申請時は、書類審査結果に[筆記試験情報]列に表示される、[受験票表示]ボタンをクリックすると受験票が表示されます。
 受験票が表示されない場合、Windows Internet Explorerのポップアップの設定によりブロックがかかり表示が不可となっている可能性があります。ポップアップブロックの設定を無効にすると表示されます。
 受験票はA4縦で印刷してください(モノクロ可)
 必ず受験票と本人確認書類の氏名が一致するようにしてください。
 受験票と本人確認書類の氏名が異なる場合は、個人情報編集画面で登録内容の変更を行ってください。

申請年	年度	申請区分	資格区分	分野	終了証画像提出	履歴書提出	実践報告書提出	研修記録・研究業績申告書提出	看護実践報告書提出	書類審査合否	筆記試験情報	審査合否	詳細
	更新	CN			-	提出済	提出済	提出済				合格	詳細

- ① 表示されている注意を確認する。
- ② 審査合否を確認する。
- ③ **詳細** をクリックする。
→ P. 27 「申請状況詳細画面」へ

申請状況詳細画面

申請状況詳細

オンライン審査書類提出状況欄のうち、未提出のものがある場合は、[確認・編集]ボタンより、各書類の作成/編集をおこない提出してください。

申請情報

申請ID		年度		申請区分	更新
資格区分	CN	分野		認定登録番号	
オンライン審査書類提出状況					
	履歴書	提出済			確認・編集
	実践報告書	提出済			確認・編集
	研修実績・研究業績等申告表	提出済			確認・編集

入金情報

入金区分	認定料
支払期限	年 月 日 時
支払銀行名	銀行
支払支店名	支店
支払口座種別	普通
支払口座番号	
支払口座名義	公益社団法人 日本看護協会 認定看護師口 ※ATM等で文字数の制約上、途中でしか表示されないことがあります。
お支払金額	円



※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。

合否情報

審査合否	合格	①
自己研鑽評価	基準を満たしている	
看護実践評価	B: 基準を満たしている	②

申請状況一覧へ戻る

- ① 審査合否を確認する。
※不合格の場合は、不合格理由があわせて表示されます。
- ② 「自己研鑽評価」および「看護実践評価」を確認する（「看護実践評価」は1回目更新申請者のみ）。
※「看護実践評価」は、A～Dの4段階評価です。

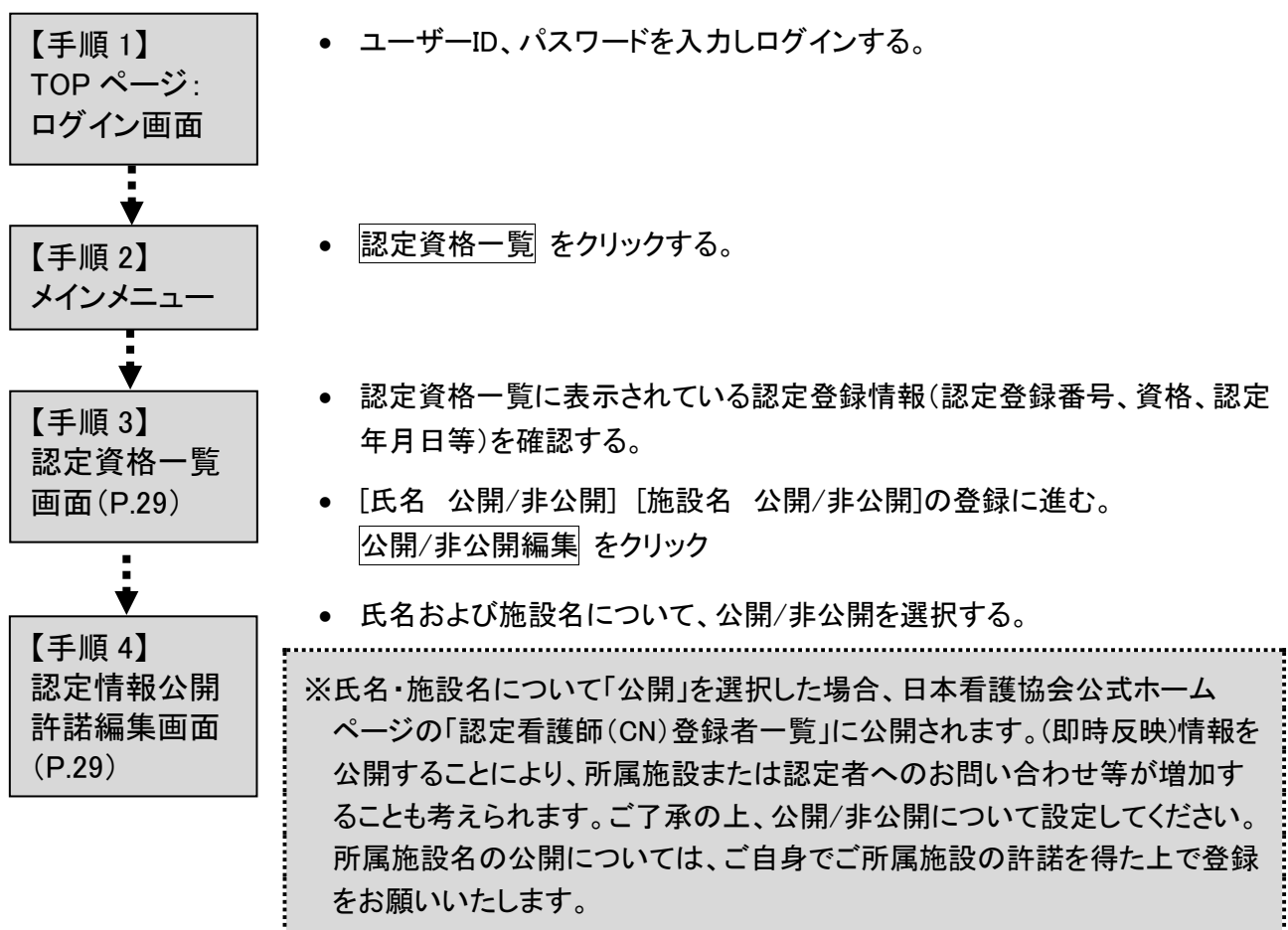
評価	
A	基準を満たしている(実践報告書の内容が特に優秀)
B	基準を満たしている
C	基準は満たしているが課題が残る(審査員からのコメント表示あり)
D	基準を満たしていない(不合格理由表示あり)

- ③ 合格の場合、入金区分「認定料」の入金情報を確認する。
※「支払口座番号」は、申請者ごとに個別に割り当てられたものであるため、ご自身の画面で確認してください(審査料の振込口座と同じ)。
※「支払期限」の期日までに振込を完了してください。
※不合格の場合、入金情報は表示されません。

8 登録内容の確認と情報公開の設定

8-1 登録内容の確認と情報公開の設定について

- 1) 認定料の振込確認後、認定部にて認定看護師名簿の更新登録手続きを行う。
- 2) 更新登録の手続き完了後、認定部より全認定者にメールで連絡する。(2018年11月上旬頃)
- 3) 認定部からの通知メールを受信したら、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、
[認定資格一覧]に表示される認定登録情報を確認する。
- 4) 以下の手順により、認定登録情報(氏名および所属施設名)を日本看護協会公式ホームページ上で公開することの可否を設定する。設定しない場合、情報は公開されない。
- 5) 更新登録の手続きが完了した者に認定証を交付する。(2018年11月下旬頃発送予定)



※認定証は、2018年10月30日時点で『資格認定制度 審査・申請システム』に登録されている氏名で発行し、同日時点で登録されている住所に送付します。

審査申請時から住所・氏名等を変更した場合は、2018年10月29日までに『資格認定制度 審査・申請システム』の[個人情報編集]にて情報を更新してください。

●個人情報の登録内容変更更新のお願い●

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録されているメールアドレス・住所に、今後、日本看護協会から通知メール・郵便物を送付することがあります。審査申請時から、氏名・住所・所属先等の変更があったときには、随時「個人情報編集画面」で登録内容を更新してください。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 認定資格確認・公開許諾

認定資格一覧画面

メインメニュー > 認定資格一覧

認定登録番号	資格区分	分野	認定年月日	更新年月日	有効年月日	更新回数	氏名 公開/非公開	施設名 公開/非公開	公開/非公開編集
	CN		年 月 日	2018 年 月 日	2023 年 12 月 31 日		非公開	非公開	公開/非公開編集

- ① 更新年月日が当年に更新されていることを確認する。
- ② 有効年月日が「当年+5年」の12月31日に更新されていることを確認する。
- ③ 更新回数が「以前の値+1」に更新されていることを確認する。
- ④ **公開／非公開編集** をクリックする。

認定情報公開許諾更新画面

認定情報公開許諾更新

①

日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について
 日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名および所属施設の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者へのお問い合わせ等が増加することも考えられます。ご了承の上、公開・非公開について入力してください。
 所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、認定者の一覧や統計等でご自宅の都道府県で表示/集計されますので、ご了承ください。
 なお、所属施設名の公開については、ご自身でご所属施設の許諾を得たうえで入力してください。

認定登録番号	
資格区分	CN
分野	
氏名 公開/非公開*	非公開
施設名 公開/非公開*	非公開

一覧画面へ戻る **確認画面へ** ③

- ① 表示されている注意を確認する。
- ② 氏名・施設名の公開/非公開を設定する。
- ③ **確認画面へ** をクリックする。
 → 認定情報公開許諾更新確認画面にて **更新** をクリックする。

9 その他申請に関する事項

9-1 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL : <http://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

※『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、認定看護師認定更新審査にかかわる重要な通知および登録更新後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります。また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、登録更新後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります。

9-2 問合せ先

日本看護協会認定部(認定看護師担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝を除く) 9:30~12:00 / 13:00~17:00
電話番号	03-5778-8546

別添 実践報告書(オンライン)の作成方法

1) 実践報告書については、2017 年から審査方法を変更した。詳細(P.2)をよく読んで準備すること。

2) 実践報告書の作成にあたっては、以下を必ず参照すること。

(1) 2017 年認定更新審査「申請者の課題」

『資格認定制度 審査・申請システム』の「お知らせ」欄に 2017 年 10 月 11 日付で掲載しています。

(2) p.33 以降に記載の「記載内容・注意事項」

- 「記載・内容注意事項」には、「全分野共通事項」と「分野別の指定事項」があるので、よく読んで入力すること。
- 申請者が教育職に就いている場合でも、実践報告書には教育を除く実践の内容を記載すること (p.4参照)。

指定事項に沿った記載がされていない場合、書類不備とみなし不合格とする場合がある。

分野名	ページ	分野名	ページ
救急看護	P. 33	皮膚・排泄ケア	P. 34
集中ケア	P. 35	緩和ケア	P. 36
がん化学療法看護	P. 37	がん性疼痛看護	P. 38
訪問看護	P. 39	感染管理	P. 40-41
糖尿病看護	P. 42	不妊症看護	P. 43
新生児集中ケア	P. 44	透析看護	P. 45
手術看護	P. 46	乳がん看護	P. 47
摂食・嚥下障害看護	P. 48	小児救急看護	P. 49
認知症看護	P. 50	脳卒中リハビリテーション看護	P. 51
がん放射線療法看護	P. 52	慢性呼吸器疾患看護	P. 53
慢性心不全看護	P. 54		

3) 実践報告書には、以下の審査対象期間の情報を記載すること。

対象者	審査対象期間
1 回目(5 年目) 更新申請者のみ	2013 年 6 月 23 日(認定証交付年月日)～2018 年 6 月 18 日

※過去に延長申請を行い認められた申請者については、各自の認定証交付年月日から 2018年6月18日までの期間を記載してください。

4) 実践報告書の作成にあたっては、以下の注意事項を踏まえること。

- (1) 実践報告書はあらかじめ Word 等で作成および保存し、編集画面に貼り付けた後、編集および確認を行う。
 ※あらかじめ Word 等で作成した内容を編集画面に貼り付けた場合、環境依存文字や改行(インデント)等が適切に反映されないことがあります。提出前に必ず一度 **保存** をクリックして保存し、編集画面上で内容を確認してください。(詳細は P.15-16 参照)
- (2) 入力欄に設けられた各項目の見出しは削除せず、見出しも含めて指定の文字数におさめる。ただし、分野ごとに指示がある場合は、それに従うこと。
- (3) 年月の入力は西暦を使用する。
- (4) 患者等の個人情報に類するものは伏せ字にするなど個人情報保護に配慮する。
- (5) 申請者を特定できるような個人名、施設名、地名等は記載しない。
- (6) 特殊記号・文字や上付き・下付き文字はオンラインでは反映されず文字化けの原因となるため、書き換えて対応する。
 (例) ○囲み文字 → ()にする (例:® → (R))
 上付き・下付き文字 → 通常の大きさとする (例:SpO₂ → SpO2) 等
- (7) 薬剤名を記載する場合は、商品名ではなく一般名とする。

※日本看護協会では、提出されたすべての実践報告書について過去に提出された実践報告書(自身の提出した実践報告書を含む)と照合し、文字列の一致率を機械的に確認します。

他者の報告書(自身が過去に提出し基準を満たすと判断された報告書を含む)との一致率が一定の割合以上の場合、盗用とみなします。

※実践報告書は、認定看護師としての責任に基づき、申請者が自身の言葉で作成してください。

他者の実践報告の事例を自身のものに置き換えたり、その他、表現の一部を書き換えたりして提出することは認められません。

※盗用、またはその他の不正が認められた場合は不合格とし、認定看護師規程第33条に基づき認定を取消す等必要な処分を行います。

実践報告書 【救急看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 救急看護分野の指定事項

以下の【期待される能力】を踏まえて、実践報告書を作成すること。また、看護職に対する指導と相談に関する活動の報告は記載しないこと。

【期待される能力】

1. 救急医療を必要とする小児から高齢者、妊産婦に対し、発達段階における特徴を踏まえ迅速かつ的確なフィジカルアセスメントを実践することができる。
2. 救急患者の病態に応じて、問題の優先順位を迅速に判断し、適切な初期対応技術を実践することができる。
3. 刻々と変化する重症救急患者の病態に対応し、効果的かつ安全な全身管理技術を実践することができる。
4. 救急医療を必要とする対象の権利を擁護し、安全かつ的確な救急看護を実践することができる。
5. 救急医療を必要とする患者と家族の心理・社会的状況をアセスメントして、支援することができる。
6. 災害医療現場において、医療ニーズを迅速に判断し、他職種と連携し実践することができる。
7. より質の高い救急医療を推進するため、救急看護実践の場において、リーダーシップを発揮し、他職種との協働を調整できる。
8. 救急看護実践を通して、救急医療における看護の役割モデルを示し、看護職者への指導・相談を行うことができる。

実践報告書 【皮膚・排泄ケア分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 皮膚・排泄ケア分野の指定事項

- 1) 実践報告書
 - (1) 患者・家族に直接行った看護実践のうち、認定看護師としての専門性を発揮したケアにより、成果が得られた内容について記載する。あるいは、所属施設の問題状況に応じて行った院内活動(委員会活動、マニュアルや基準作成等)について記載する。
 - (2)「④対応を必要とした看護上の問題・課題」には、アセスメントとケアの根拠を含めて記載する。
 - (3)「⑥評価と今後の課題」には、ケアから得られた二次的効果や今後のケアへの適用を含めて記載する。
- 2) 専門用語は用語集やガイドライン等を用い、適切に記載する。製品名を記載する場合には、一般名(製品名)として記載する。
- 3) 倫理的視点に基づいた判断を含め記載する。
- 4) テーマに関する情報、分析・解釈、問題抽出、対策、評価に、一貫性を持たせて論理的に記載する。
- 5) 提出前に実践報告書の内容が、皮膚・排泄ケア認定看護師として「適切なアセスメント」と「ケア内容」であるか、さらに【期待される能力】をふまえているか確認する。

【期待される能力】

1. 褥瘡や下肢創傷などの創傷を有する患者及びそのリスクがある患者に対しアセスメントを行い、専門的なスキンケアと創傷管理ができる。
2. ストーマ保有者に対しアセスメントを行い、専門的なスキンケアと排泄管理ができる。
3. 排泄障害を伴う患者及びそのリスクがある患者に対しアセスメントを行い、専門的なスキンケアと排泄管理ができる。
4. 脆弱皮膚をもつ患者に対しアセスメントを行い、皮膚障害を予防する専門的なスキンケアができる。
5. 創傷管理や排泄管理を要する患者にフィジカルアセスメントを行い、かつ心理的、社会的及びスピリチュアルな問題を理解し、問題解決のための援助ができる。
6. 創傷管理や排泄管理を要する患者とその家族が病状に応じた自己管理ができるよう、生活に則した効果的な指導ができる。
7. 創傷管理や排泄管理を要する患者とその家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
8. より質の高い医療を推進するため、多職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
9. 皮膚・排泄ケアの実践を通して、役割モデルを示し、看護職者への指導、相談対応・支援を行うことができる。

実践報告書 【集中ケア分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 集中ケア分野の指定事項

- 1) 認定看護師として看護の質の向上に寄与した事例や代表的な活動について記載する。
- 2) 実践報告書には、活動のプロセスや工夫した点なども含めて具体的に記載する。
- 3) 実践報告書には、原則として患者・家族に対する実践を記載する。ただし、患者を直接受け持つことが難しい職位にある者は、委員会活動、マニュアルや基準作成などをテーマとして記載して良い。
- 4) 提出前に、実践報告書の内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。

【期待される能力】

1. 生命の危機状態にある患者に適切なアセスメントを行い、病態の変化を予測し、重篤化の回避の援助ができる。
2. 生命の危機状態によって特殊な環境下で治療を受ける患者の安全・安楽を確保するとともに苦痛の緩和のための援助ができる。
3. 生命の危機状態にある患者に対し、患者に応じた目標設定を行い、生活者としての視点を持って早期回復への援助ができる。
4. 生命の危機状態にある患者・家族に対し、共感的かつ人間として尊重する姿勢で接し、関係性を構築できる。
5. 生命の危機状態にある患者の家族に対し、心理的状況をアセスメントし適切な支援ができる。
6. 集中ケアにおける倫理的側面を捉え、患者・家族中心の医療が受けられるよう具体的な倫理的対応ができる。
7. 生命の危機状態にある患者・家族に対して意思決定支援ができる。
8. 自らが役割モデルとなり、看護者に対し集中ケアに関する実践指導ができる。
9. 集中ケア領域の相談に対し、相談者が自ら解決の方向を見出すことができるよう支援できる。
10. 生命の危機状態にある患者・家族に対し、より良いチーム医療が提供できるよう、リーダーシップを発揮し、関連する他職種との連携と協働ができる。

実践報告書 【緩和ケア分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 緩和ケア分野の指定事項

- 1) 緩和ケアの定義はWHO(世界保健機関)の定義に従う。
- 2) 実践報告書には、申請者が患者・家族に直接行った緩和ケアに関する実践の1事例について、以下に沿って記載する。
(1) 苦痛のスクリーニングを行った記述しかないものは緩和ケアの実践報告とみなさない。
(2) 緩和ケア病棟や緩和ケアセンター、看護外来、リンパ浮腫外来の立ち上げ(開設)は実践に含めない。
- 3) 「②テーマ」の欄には、報告書の内容を適切に表現するテーマを記載する。
- 4) 「④対応を必要とした看護上の問題・課題」は200文字以内で記載する。
- 5) 評価を記載する際には、患者・家族の変化を根拠に申請者の活動を分析する。
- 6) 略語を使用する場合には、最初に正式名称を記載する(略語の例: PCT, PCU, PCA, BSC, CW, MSW)。
- 7) 「エンド・オブ・ライフケア」には複数の意味があるので、使用する場合には最初に定義と定義の引用元を記載する。
- 8) 誤字脱字のないようにし、体言止めも使用しない。
- 9) 数値に単位の記載が必要な場合は正確に記載する(酸素●ℓ/min, など)
- 10) 専門用語は用語集やガイドラインを用い、適切に記載する。
- 11) 提出前に実践報告の内容が、緩和ケア認定看護師に期待される能力を踏まえているか確認する。看護職に対する指導、相談に関する活動の報告は記載しないこと。

【期待される能力】

1. 患者を全人的に理解し、QOLを維持・向上するために、専門性の高い看護を実践することができる。
2. コミュニケーションスキルを用いて緩和ケアを受ける患者・家族の価値観を理解し、患者・家族の価値観を尊重したケアを実践することができる。
3. 患者と家族の喪失・悲嘆に伴う適切な支援を行うことができる。
4. 緩和ケアを受ける患者・家族の権利を養護し、自己決定を尊重した看護を実践することができる。
5. より質の高い医療を推進するため、他職種と協働しチームの一員として役割を果たすことができる。
6. 緩和ケアを受ける患者・家族への看護実践をとおして、役割モデルを示し、看護職者への指導・相談を行うことができる。

実践報告書 【がん化学療法看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. がん化学療法看護分野の指定事項

- 1) がん化学療法看護分野の【期待される能力】を踏まえ、成果をあげた実践活動(指導・相談を除く)について報告する。5年間に患者・家族に直接行った看護実践のうち、認定看護師としての専門性を発揮した一事例をとりあげる(症状について記載する場合はGradeで記し、援助の過程で行った判断とその根拠を明確に記載する)。
- 2) 入力画面に既に記載されている事項は、変更せずに入力する。改行やスペースは文字数にカウントされないので、項目ごとに改行するなどして見やすく入力する。
- 3) 提出前に実践報告書内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。

【期待される能力】

1. がん化学療法を受ける患者・家族の身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな状況を包括的に理解し、専門性の高い看護を実践できる。
2. 薬物・レジメンの特性と管理の知識をもとに、投与管理、副作用対策を、安全かつ適正に責任をもって行うことができる。。
3. がん化学療法を受ける患者・家族が、主体性を持って治療に向き合うためのセルフケア能力を高められるように、効果的な看護援助を行うことができる。。
4. がん化学療法を受ける患者・家族の権利を擁護し、意思決定を尊重した看護を実践できる。
5. より質の高い医療を推進するため、他職種と共働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
6. がん化学療法看護の実践を通して、役割モデルを示し、看護職者への指導・相談を行うことができる。

実践報告書 【がん性疼痛看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個別性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. がん性疼痛看護分野の指定事項

- 1) 実践報告書には活動の内容の経緯をただ記述するのではなく、がん性疼痛のマネジメントを主題に、がん性疼痛看護認定看護師としてどのように活動したか(実践)を記載する。
- 2) 実践報告書には、申請者自身がどのように関わったかを意識して書く。特に、チーム活動を取り上げる場合は、その中で自身ががん性疼痛看護認定看護師の立場でどのように関わったかを記載する。
- 3) 実践報告書では、一事例を取り上げ、関わりのプロセスを記入する。特に痛みのアセスメントを明記する。
- 4) 「②テーマ」には、「疼痛緩和の実践」、「全人的苦痛の緩和」等ではなく事例全体の特徴を反映させたテーマを明記する。
- 5) テーマ、分析・解釈、問題抽出、対策、評価に、論理的な一貫性を持たせて記載する。
- 6) 実践報告書内の年月は伏せ字とする。また患者の年齢は年代で表記する。
- 7) 誤字脱字、変換間違いに注意し、確認してから提出すること。
- 8) 提出前に、実践報告書の内容が【期待される能力】をふまえているか確認する。
【期待される能力】
 1. がん性疼痛に関する最新の知識を持ち、がん性疼痛を有する患者の身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな状態を総合的に判断し、個別的なケアを計画、実施できる。
 2. がん性疼痛に用いる薬剤と薬理作用について理解し、それらを適切に使用し、効果を評価できる。
 3. がん性疼痛を有する患者・家族のセルフケア能力を高め、生活の質を維持・向上できるように、適切な看護援助を行うことができる。
 4. がん性疼痛を有する患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
 5. 病院等の組織や医療サービス提供システムを理解し、より質の高い医療を推進するため、他職種と共働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
 6. がん性疼痛看護の実践を通して、役割モデルを示し、看護職者への指導・相談を行うことができる。

実践報告書 【訪問看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 訪問看護分野の指定事項

- 1) 訪問看護分野の【期待される能力】を踏まえ、実践として行った活動について1事例を報告する。
- 2) 実践報告書は、最も援助が困難だった療養者・家族・集団に行った看護実践(認定看護師としての専門性を発揮した実践)とする。
(1) 何が困難であるか、明確に説明すること。
(2) 事業所開設の立ち上げに関する記述は、実践報告とみなさない。
- 3) 入力欄に記載されている項目はそのまま使用すること(削除しない)。
- 4) 「②テーマ」は、活動内容を要約し、30文字以内で簡潔に記載すること。
- 5) 「③対象の概要」は、困難だった対象の概要について要約すること。
- 6) 「④対応を必要とした看護上の問題・課題」は、問題・課題と並びに抽出に至るプロセスを記載すること。
- 7) 「⑤具体的な活動内容と結果」は、問題・課題に対してどのように実践し、その結果を具体的に記述すること。
- 8) 「⑥評価と今後の課題」は、7)について評価し、今後の課題を記述すること。

【期待される能力】

1. 住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することを目的とした地域包括ケアシステム構築に訪問看護認定看護師が中心的な役割を果たし、医療と介護の連携の推進を図ることができる
2. 対象者を取り巻く地域包括ケアシステムの全体像を把握し、地域の問題を捉え、解決策を提案することができる。
3. 対象者に対し安心・安全な訪問看護サービスが提供できるよう、訪問看護事業所の経営管理ができる。
4. 在宅療養者・障害者が療養の場を移行する際に、継続した看護を重視したケアマネジメントができる。
5. 医療機関との連携を図り、円滑な退院調整のケアマネジメントができる。
6. 在宅療養者・障害者の主体性を尊重したセルフケア能力を高める支援ができる。
7. 在宅療養者・障害者及び家族を全人的に捉え、専門的な知識の提供、介護技術の指導ができる。
8. 在宅療養者・障害者及び家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護の実践ができる。
9. より質の高い医療を推進するため、多職種と協働しチームの一員として役割を果たすことができる。
10. 訪問看護師の役割モデルを示し、看護職者への相談対応・指導ができる。

実践報告書 【感染管理分野】その1

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 感染管理分野の指定事項

- 1) 実践報告書は、以下の【期待される能力】を確認した上で記載すること。

【期待される能力】

施設の中心となって多職種と協働しながら、医療関連感染の予防と管理を推進するために以下の能力を身につけることができる。

1. 施設の状況を評価し、医療関連感染予防・管理システムを組織的かつ戦略的に構築するための計画を立案できる。
2. 医療関連感染予防・管理システムの運用、評価、改善を実践できる。
3. 施設の状況にあわせた医療関連感染サーベイランスを実践できる。
4. 医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠を評価し、医療を提供する場で実施されているケアの改善に活用できる。
5. 医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対し、医療関連感染の予防と管理について指導できる。
6. 医療関連感染の予防と管理について、医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族からの相談に対応し、問題解決に向けた支援ができる。
7. 医療を提供する場で働くあらゆる人々からの相談に対応し、職業感染防止を推進できる。
8. 医療関連感染の予防と管理の視点からファシリティ・マネジメント(施設管理)を推進できる。
9. 関連組織と協働して、パンデミックや災害等の緊急事態を想定した準備と対応ができる。
10. 医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対し、倫理的配慮を行いながら医療関連感染の予防と管理が実践できる。
11. 上記1～10を通して感染管理分野の役割モデルを示す。

(次ページに続く)

実践報告書 【感染管理分野】その2

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

(前ページの続き)

- 2) 実践報告書については、以下の項目名に変更して、記載すること。
「①活動を行った組織における急性期病床数」「②テーマ」「③活動の目的や意図」「④具体的な活動内容」「⑤活動の評価と今後の課題」
- 3) (1) 医療機関に勤務する申請者は、医療関連感染サーベイランスを活用したケア改善の事例について必ず記載すること。ここでいう医療関連感染サーベイランスとは、
 - ①医療器具・手技関連感染症あるいは、医療関連感染症・病原体の発生／検出状況に関する日常的なサーベイランス
 - ②手指衛生やケアバンドル等の対策の実施に関するプロセスサーベイランス
 - ③胃腸炎や発熱などの症状・兆候に関する症候群サーベイランスを指すが、急性期医療機関に勤務する申請者は①について報告すること。
なお、サーベイランスに関する記載については、対象患者、部門、実施期間に関する情報を含めること。また、発生率等の疫学的指標については、計算式や単位を明記すること。
- (2) (1)に加えて、感染対策委員会/チーム、アウトブレイクへの対応、感染対策マニュアル作成、職業感染対策、洗浄・消毒・滅菌、ファンリティ・マネジメントに関する活動を記載してかまわない。
- 4) 医療機関以外に勤務する申請者は、医療関連感染サーベイランス、感染対策委員会/チーム、アウトブレイクへの対応、感染対策マニュアル作成、職業感染対策、洗浄・消毒・滅菌、ファンリティ・マネジメントに関する活動を記載する。
- 5) 実践報告書に記載する活動は、自らが計画した少なくとも一つの事例について、活動を行った理由(目的/意図、背景等)と結果(評価/成果/課題等)が明確にわかるよう簡潔に記載すること。
- 6) 申請者が他者と協働した活動については、申請者自身と協働者の役割を区別して記載すること。
- 7) 略語を用いる場合は、はじめに正式名称を記載し、以下に略語を用いること。外来語や略語は、その意味を確認した上で、正確に使用すること。また、施設内部でのみ使用されている外来語や略語は用いず、正式名称を記載すること。商品名は記載せず、一般名を用いること。
- 8) 提出前に誤字、脱字の有無を確認すること。

実践報告書 【糖尿病看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 糖尿病看護分野の指定事項

- 1) 認定看護師として成果をあげている実践活動について記載する。
- 2) 「活動の目的や意図」「具体的な活動内容」「評価と課題」などの項目を設け、わかりやすく記載する。
- 3) 2)で明らかになった課題について、次年度にどのように取り組んだのか、その年の評価や課題が次年度にどのようにつながったのか、5年間の活動プロセスの継続性がわかるように記載する。
- 4) 認定看護師としての活動におけるプロセスを明確にして記載する。(組織への具体的アプローチ内容・年間の例数等を記載し、活動内容が具体的にわかる記載にする)

実践報告書 【不妊症看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 不妊症看護分野の指定事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)に行った活動の中で、エネルギーを注いでいる活動や成果を上げている、或いは評価されている活動について、1事例を詳細に、或いは複数事例をまとめて記載する。
- 2) 記載を求められている項目に沿って、実践のプロセスがわかるように系統立てて記載する。
- 3) 活動を評価しやすいよう、活動の目標や意図を明確に記載する。
- 4) 活動の成果がわかるように記載するとともに、客観的に示せるもの(例えば、人数、件数等)についてはデータを記載する。また、評価指標として、アンケート調査、患者や相談者の反応など主観にならないように具体的にあげる。
- 5) 看護管理に関する内容(例えば、リスクマネジメント、他職種への指導など)について「実践報告書」に記載する場合は、(実践)の主旨に沿って記載する。
- 6) 略語や施設で使用している独自の用語については、説明を記載する。
- 7) 実践報告書には、不妊患者を対象とした個別の看護実践および不妊相談の他、市民に対する性教育・看護学生の講義などの教育活動、相談室の開設などシステム構築を含めてもよい。

実践報告書 【新生児集中ケア分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 新生児集中ケア分野の指定事項

新生児集中ケア分野の申請者は、以下の内容で記載すること。(1,700文字以内)

- 1) 対象別事例
低出生体重児〇人 / 極低出生体重児〇人 / 超低出生体重児〇人 / 疾病新生児〇人
NICU入室時ケア〇人 / 蘇生〇人 / 搬送〇人 と書く。担当していなければ0人と記入する。
対象別事例数に挙げるのは、受け持ち時に看護計画立案または評価した事例とする。NICU入院時ケア、蘇生、搬送事例は、直接対応した件数を記載する。
- 2) 新生児集中ケア分野の実践活動報告(1,000文字程度で記載する)
上記全分野共通事項2)～6)に準じて活動の報告を記載する。
全分野共通事項3)においては、新生児集中ケア認定看護師に期待される能力1と2に該当する事例に限る。
- 3) 5年間を通じた活動の成果と今後の課題(600文字程度で記載する)
活動内容だけでなく、成果を明確に示し、今後の課題を明らかにする。

【期待される能力】

1. 新生児の病態の急激な変化を予測し、重篤化を予防するとともに、生理学的安定を図ることができる。
2. 新生児の障害なき育成のために神経行動学的な発達を促すための個別化されたケアを実施することができる。
3. 心理的な危機状態に直面している家族が、子どもとの関係を築けるよう支援することができる。
4. 急性期にあるハイリスク新生児とその家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
5. より質の高い医療を推進するため、他職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
6. 新生児集中ケア領域の看護実践を通して、役割モデルを示し、看護職者への指導・相談を行うことができる。

実践報告書 【透析看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 透析看護分野の指定事項

- 1) 実践報告書
 - (1) 患者に直接看護実践した代表的1事例を取り上げる。
 - (2) 「③対象の概要」では、医学的だけでなく看護の視点からの情報とアセスメントを記載する。
 - (3) 「④対応を必要とした看護上の問題・課題」では、医学的だけでなく看護の視点からの問題・課題を記載する。
 - (4) 「⑤具体的な活動内容と結果」では看護目標、看護計画、実践、結果を、いずれも具体的に記載する。
 - (5) 専門用語は用語集やガイドライン等に従って、適切に記載する。
 - (6) 倫理的視点の判断に基づいて記載する。
- 2) 提出前に、実践報告書の内容が【期待される能力】のうち、1、3、4をふまえているか、確認する。

【期待される能力】

1. 透析療法を必要とする患者に対して、総合的な臨床判断に基づく個別的なケアを実践できる。
2. 透析療法に関する専門的知識と技術を用いて、最適な透析効率を保証し、安全で安楽な透析療法を透析医療チームと協働して実践できる。
3. 長期にわたる療養生活を支援するため、セルフマネジメントに関わる患者教育が実践できる。
4. 透析看護を必要とする患者・家族の権利を擁護し、自己決定を支援する看護を実践できる。
5. より質の高い医療を推進するため、他職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
6. 透析看護の役割モデルを示し、看護職者への指導・相談を行うことができる。

実践報告書 【手術看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個別性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 手術看護分野の指定事項

【実践報告書の記載に当たっては、必ず本注意事項を熟読すること】

- 1) 認定看護師として成果をあげた1事例の周術期各期(術前・術中・術後)の介入を看護過程に沿って具体的に記述すること。
- 2) 「⑤具体的な活動内容と結果」には、看護介入によってもたらされた結果を必ず記述すること。
- 3) 「⑥評価と今後の課題」には、認定看護師としての活動の評価と役割遂行上の今後の課題を明記すること。
- 4) 提出前に実践報告書の様式への記載内容が【期待される能力】をふまえているか、以下のチェック項目を確認すること。

【期待される能力】

1. 手術を受ける患者の看護に関する最新の知識と技術を持ち、手術患者の身体的・心理的・社会的な状態を総合的に判断し、外回り看護師として個別的なケアを計画、実施できる。
2. 手術を受ける患者の看護に関する最新の知識と技術を持ち、術式により起こり得る事態を予測し、正確かつ迅速に器械、材料の受け渡しを行い、器械出し看護師として円滑な手術進行に貢献できる。
3. 術中の患者の急変及び緊急事態が発生した場合には、的確に状況判断し迅速かつ確実に適切なケアを提供できる。
4. リスクを回避するための最新かつ確かな情報をチームに提供し、術中の安全管理における調整的役割を發揮できる。
5. 手術決定から回復期の周術期にある患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
6. 周術期にある患者に関わる全ての医療スタッフがそれぞれの専門性を發揮し、より質の高い医療を推進するため、リーダーシップを發揮し、多職種と協働することができる。
7. 手術看護の実践を通して役割モデルを示すことができる。

実践報告書 【乳がん看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 乳がん看護分野の指定事項

- 1) 実践報告書には、【期待される能力】の1～6のうち、成果をあげているもの1つに焦点をあてて、活動内容がわかるように記載すること。患者や家族を対象とした相談、指導、患者会の開催等は実践報告に含んでもよい。ただし、1事例を取り上げた事例報告の形式では記載しないこと。
- 2) 実践報告書の「内容あるいは対応」は、箇条書きではなく、活動の具体的内容が読み取れるように、活動のプロセスや工夫した点などについてわかりやすく記載すること。
- 3) 提出前に実践報告書の様式への記載内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。

【期待される能力】

1. 乳がん看護に関する最新の知識を持ち、乳がん患者の身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな状態を総合的に判断し、個別的なケアを計画、実施できる。
2. 乳がんの治療選択に必要な最新の知識を持ち、患者の意思決定の支援ができる。
3. 集学的治療を受ける患者・家族が治療継続に必要なセルフケア能力を高められるよう、適切な看護援助を行うことができる。
4. 乳がん患者の治療に伴うボディイメージの変容、心理・社会的な問題に対する看護援助ができる。
5. リンパ浮腫の予防、症状緩和に向けてのアセスメント及びセルフケア支援ができる。
6. 市民に対して乳がん予防や早期発見を含めた乳がん啓発教育ができる。
7. 乳がん患者・家族の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、自己決定を尊重した看護を実践できる。
8. より質の高い乳がん医療を推進するため、多職種と連携・協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
9. 乳がん看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職者への相談対応・指導を行うことができる。

実践報告書 【摂食・嚥下障害看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 摂食・嚥下障害看護分野の指定事項

- 1) 摂食・嚥下障害看護の活動の質を確認できるよう、活動のプロセスや工夫した点など具体的な活動内容について記述すること。
- 2) 食物形態、摂食嚥下訓練名などは日本摂食嚥下リハビリテーション学会等で共通して使用されている表現にする。
- 3) 「②テーマ」には、記述しようとする活動内容を要約する「短い表現」を用いること。
- 4) 実践報告書には、医療チームで関わった摂食嚥下障害患者への看護実践の中で代表的な事例について、【期待される能力】をふまえて記載する。特に、【期待される能力】1・2・4・5・6に示される内容をすべて明確に含める。
チーム内での認定看護師としての役割、責任が明確になるような記載内容にする。
- 5) 実践報告書には、認定看護師として看護の質向上に貢献した内容を記載する。「結果」の欄には、客観的なデータを可能な限り記載する。
- 6) 提出前には実践報告書の内容が【期待される能力】をふまえているか確認する。

【期待される能力】

1. 摂食嚥下障害の原因疾患・治療に関する知識から、摂食嚥下障害の病態を理解することができる。
2. 脳神経・筋骨格系フィジカル・アセスメント及び摂食嚥下機能評価法を用いて、摂食嚥下機能を評価することができる。
3. チーム医療における看護の立場から、摂食嚥下障害患者の機能帰結(治療効果)を踏まえて、目標設定をすることができる。
4. 適切な摂食嚥下障害に対する訓練法を選択することができ、安全に確実に実施することができる。
5. 摂食嚥下障害患者の呼吸状態、栄養状態、体液平衡状態について評価することができる。
6. 誤嚥性肺炎、窒息、低栄養、脱水などを予防し、摂食嚥下障害の増悪を防止するなどのリスク管理ができる。
7. 摂食嚥下障害のある患者の「食べる」権利を擁護し、患者・家族の意思決定を尊重した看護を実践できる。
8. 摂食嚥下障害に対する訓練法及びリスク管理の方法について、安全に在宅療養できるように患者及び家族に対して具体的な指導ができる。
9. 摂食嚥下障害看護の実践を通して、看護者に対して役割モデルを示すとともに具体的な指導ができる。
10. 摂食嚥下障害看護について、看護者に対し具体的に相談対応・支援ができる。
11. 医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、栄養士などの他の専門職と積極的に協働し、チーム医療としての摂食嚥下リハビリテーションを推進するための役割を果たすことができる。

実践報告書 【小児救急看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 小児救急看護分野の指定事項

- 1) 認定看護師として能力を発揮できた、患児・家族を対象とする実践例を記載する。患児・家族への指導(集団を対象とした指導・相談は除く)は含むことができる。個人の研究発表、学会発表等は含めない。患者を直接受け持つことが難しい職位にある者は、委員会活動、マニュアルや基準作成などの内容を記載しても良い。
- 2) 他職種と協働して活動した場合、協働した職種や自身の役割について明確に記載する。
- 3) 記載事例は、複数でもよいが、「活動の目的や意図」「具体的な活動内容」「評価と課題」などが明確になるよう具体的に記載する。
- 4) 提出前に実践報告書内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。

【期待される能力】

1. 小児救急医療における子どもと家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
2. 発達段階に応じた的確なアセスメントを行い、子どもと家族に対して適切な援助ができる。
3. 子どもと家族の状況及びフィジカルアセスメントに基づいた小児トリアージができる。
4. 急性発症による子どもの身体機能障害に対し、迅速かつ適切な判断に基づく看護ケアの提供ができる。
5. 子どもと家族のセルフケア能力向上に対する社会資源となることができる。
6. 子どもの虐待に対する予防、早期発見および適切な援助を実践することができる。
7. 発生した事故の情報収集と分析を通して、事故予防の啓発活動ができる。
8. 医療従事者や地域社会に対して小児救急に関する知識・技術を指導できる。
9. より質の高い医療・保健・福祉を推進するため、リーダーシップを発揮し関連する多職種との連携と協働ができる。
10. 小児救急看護の実践を通して、役割モデルを示し、看護職者への指導や相談対応を行うことができる。

実践報告書 【認知症看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個別性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 認知症看護分野の指定事項

- 1) 実践報告書には申請者自身がどのように関わったかを意識して書く。特に、チーム活動をとりあげる場合はその中で自身が認定看護師の立場でどのように関わったかを記載する。
- 2) 実践報告書には、認知症看護認定看護師としての専門性を踏まえた実践を記載する。患者や家族への指導・相談、他職種と協働して実践した活動も、実践内容として良い。看護師集団を対象とした活動は「指導」「相談」に該当するため、内容を熟考すること。
- 3) 提出前に実践報告書の内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。
- 4) 記載にあたっては人権を損なうような表現をしないこと。

【期待される能力】

1. 認知症者の意思を尊重し、権利を擁護することができる。
2. 認知症の発症から終末期まで、認知症者の状態像を統合的にアセスメントし、各期に応じたケアの実践、ケア体制づくり、家族のサポートを行うことができる。
3. 認知症の行動心理症状(BPSD)を悪化させる要因・誘因に働きかけ、予防・緩和することができる。
4. 認知症者にとって安心かつ安全な生活・療養環境を調整することができる。
5. 他疾患合併による影響をアセスメントし、治療的援助を含む健康管理を行うことができる。
6. 認知症に関わる保健・医療・福祉制度に精通し、地域にある社会資源を活用しながらケアマネジメントできる。
7. 認知症看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職に対する具体的な指導・相談対応ができる。
8. 多職種と協働し、認知症に関わる知識の普及とケアサービス推進の役割を担うことができる。

実践報告書 【脳卒中リハビリテーション看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 脳卒中リハビリテーション看護分野の指定事項

- 1) 実践報告書には、脳卒中リハビリテーション看護の分野において熟練した看護技術を用いた水準の高い看護実践について記述する。
- 2) 実践報告書には、脳卒中患者・家族に対する実践を記載する。
- 3) テーマ、対象、内容、結果、評価について、一貫性を持って記述する。結果について客観的なデータをもとに記載する。
- 4) 多職種との協働に関して記載する場合、自身の役割が分かるように記載する。
- 5) 略語を用いる際は、初出時にフルスペルまたは日本語を記載する。
- 6) 最新のガイドラインや基準を踏まえて記述する。
- 7) 誤字脱字、変換間違いに注意し、確認してから提出する。
- 8) 体言止めを使用しない。
- 9) 提出前に実践報告書の内容が脳卒中リハビリテーション看護認定看護師として「適切なアセスメント」「ケア内容」であるか、さらに【期待される能力】をふまえているか確認する。

【期待される能力】

1. 脳卒中急性期患者の脳組織への影響に対する臨床判断を的確に行い、病態の重篤化回避のためのモニタリングとケアが実践できる。
2. 脳卒中患者の急性期・回復期・維持期(生活期)において、一貫した生活再構築のプロセス管理と、セルフケア能力を高めるための計画的な回復支援ができる。
3. 脳卒中患者の機能障害に対して、急性期から病態に応じた活動性維持・促進のため、早期から廃用症候群予防を実践し、適切な早期リハビリテーション看護を実践できる。
4. 脳卒中患者の高次脳機能障害が日常生活に及ぼす影響を予測し、生活の再構築のためのケアが実践できる。
5. 脳卒中の発症・再発作予防のための健康管理について、患者及び家族に対して指導することができる。
6. 脳卒中患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
7. より質の高い医療と地域連携を推進するため、多職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
8. 脳卒中リハビリテーション看護の役割モデルを示し、看護職者への指導・相談対応を行うことができる。

実践報告書 【がん放射線療法看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. がん放射線療法看護分野の指定事項

- 1) がん放射線療法看護分野の【期待される能力】を踏まえ、実践として行った活動について報告する。
- 2) 実践報告書には、患者・家族に行った看護実践のうち、放射線治療効果を最大限に得るために認定看護師として専門性を発揮したケアについて記載する。
- 3) 実践報告書には、患者に対して行われた放射線治療計画を踏まえたアセスメント及び看護実践とその成果を記載する。
- 4) 多職種との協働に関して記載する場合、自身の役割が分かるように記載する。
- 5) 略語を用いる際は、初出時にフルスペル又は日本語を記載する。
- 6) 最新のガイドラインや基準等を踏まえて記述する。
- 7) 提出前に実践報告書の内容が【期待される能力】を踏まえているか確認する。

【期待される能力】

1. がん放射線療法を受ける患者の身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな状況を包括的に理解し、個別的なケアを計画、実施出来る。
2. 放射線の特徴及びがん放射線療法の治療計画を理解し、治療の再現性の向上・計画期間の遵守のための看護を実践できる。
3. がん放射線療法の有害事象についてアセスメントし、効果的な予防と症状緩和ができる。
4. がん放射線療法において確実な放射線防護策、安全管理を実践できる。
5. がん放射線療法を受ける患者・家族が、セルフケア能力を維持し、QOL 向上のための効果的な看護を実践できる。
6. がん放射線療法を受ける患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
7. より質の高い医療を推進するため、多職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
8. がん放射線療法看護の役割モデルを示し、看護職者への指導・相談対応ができる。

実践報告書 【慢性呼吸器疾患看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号+見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 慢性呼吸器疾患看護分野の指定事項

- 1) 実践報告書(実践)には、原則として患者・家族に対する実践を記載する。ただし、患者を直接受け持つことが難しい職位にあるものは、委員会活動、マニュアルや基準作成などの内容を記載しても良い。
- 2) 実践報告書(実践)には、慢性呼吸器疾患看護の分野において熟練した看護技術を用いた水準の高い看護実践について記載すること。
- 3) 実践報告書(実践)への記載事例は、複数でもよいが、具体的な活動内容がわかる事例数にする。
- 4) 「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」は、論理的に一貫性をもった記述とすること。「④対応を必要とした看護上の問題・課題」は、アセスメントを含めて記載すること。
- 5) 多職種との協働に関して記載する場合、自身の役割が分かるよう記載すること。
- 6) 提出前に実績報告書(実践)の内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。

【期待される能力】

1. 慢性呼吸器疾患患者の病態をアセスメントし、身体活動性を高めるためのケアができる。
2. 各病期において起こりうる心理的、社会的およびスピリチュアルな問題を理解し、問題解決のための援助ができる。
3. 病態・症状に応じた薬物療法、栄養指導等を含む包括的リハビリテーションを実践できる。
4. 患者とその家族が病状に応じた自己管理ができるよう、療養生活継続のための効果的な指導ができる。
5. 慢性呼吸器疾患患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
6. より質の高い医療を推進するため、多職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
7. 慢性呼吸器疾患看護の実践を通して、役割モデルを示し、看護職者への指導・相談対応を行うことができる。

実践報告書 【慢性心不全看護分野】

下記の「記載内容・注意事項」を確認の上、実践報告書を作成すること。

記載内容・注意事項

1. 全分野共通事項

- 1) 審査対象期間(p.9参照)の活動の報告を記載する(1,400文字以上1,700文字以内)。
- 2) 記載する内容は、認定看護師の役割「実践」「指導」「相談」のうち、「実践」の役割を果たしていることを示す活動の報告とする。
(「指導」と「相談」に関する活動の報告は記載しない)
- 3) 自身の認定看護分野において、個人、家族及び集団に対して、認定看護師として熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践していることを示すことが必要である。
それ以外の報告は、原則として認められない。
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
- 4) 入力欄に設けられた以下の項目に沿って分かりやすく記載する。なお、各項目の見出しを省略することは認められない。「項目番号＋見出し」を含め、制限文字数内で記載すること。
「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」
ただし、分野別に指示がある場合は、それに従う。
(1)「①活動年」には、報告する活動を行った年を西暦で記載する。複数年にまたがる場合は、「〇～〇年」と記載する。
(2)「②テーマ」には、活動の特徴や個性がわかるような具体的なテーマを記載する。
- 5) 患者や申請者が特定できるような個人名、施設名、地名等の具体的な表記はしない。
- 6) 箇条書きはしない。

2. 慢性心不全看護分野の指定事項

- 1) 慢性心不全看護分野において、熟練した看護技術を用いた水準の高い看護実践、認定看護師としての活動について記載する。
- 2) 「①活動年」「②テーマ」「③対象の概要」「④対応を必要とした看護上の問題・課題」「⑤具体的な活動内容と結果」「⑥評価と今後の課題」について、論理的に一貫性を持った記述とする。
(1)「④対応を必要とした看護上の問題・課題」では、アセスメントのプロセスを明記し、導き出された問題・課題を記載する。
(2)「⑤具体的な活動内容と結果」では、患者・家族、または集団に対して申請者自身がどのように看護を実践したか、行った看護実践とその結果を具体的に記載する。特に、チーム活動や組織的活動を取り上げる場合は、慢性心不全看護認定看護師の立場で、どのように多職種と協働し役割を果たしたかについて記載する。
(3)「⑥評価と今後の課題」には、認定看護師としての5年間を通じた活動の成果と今後の課題についても明記すること。
- 3) 記載内容が【期待される能力】をふまえているか確認すること。

【期待される能力】

1. 心不全患者の身体及び認知・精神機能の的確なアセスメントができる。
2. 慢性心不全患者の心不全増悪因子の評価とモニタリングができる。
3. 症状緩和のためのマネジメントを行い、Quality of Life を高めるための療養生活行動を支援することができる。
4. 心不全の病態と慢性心不全患者の身体的・精神的・社会的な対象特性に応じて在宅療養を見据えた生活調整ができる。
5. 慢性心不全患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
6. より質の高い医療を推進するため、多職種と協働し、チームの一員として役割を果たすことができる。
7. 慢性心不全看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職者への指導・相談対応を行うことができる。

MEMO

第 17 回 認定看護師(CN)
『認定更新の手引き』

(禁無断複製)